

運輸安全マネジメントに関する取り組みについて

2025年7月1日

近江タクシー株式会社

近江タクシー株式会社は、お客さまの「安全・安心」のために、代表取締役をはじめとした社員全員が一丸となって輸送の安全性向上に取り組んでまいります。そのために社員の安全意識向上と安全教育の実施及びコンプライアンスを徹底し、輸送の安全確保に関して以下の取り組みを実施してまいります。

安全方針「安全はすべての業務に最優先する」

1. 輸送の安全に関する基本的な方針

代表取締役および役員は、安全第一の意識をもって事業活動を行える体制の整備に努めるとともに、施設、車両及び社員（社員に準ずる者を含む。以下「社員」という。）を総合活用して輸送の安全を確保するための管理の方針その他事業活動に関する基本的な方針を事項に規定し、安全の確保に関する業務の実施状況等を踏まえ、必要に応じ見直すものとする。

代表取締役、役員及び社員の安全に係る行動規範（安全の基本理念、安全方針）は次のとおりとする。

- （1）一致協力して輸送の安全の確保に努めること。
- （2）輸送の安全に関する法令及び関連する規程（本規程を含む。以下「法令等」という。）をよく理解するとともに、これを遵守し、厳正、忠実に職務を遂行すること。
- （3）常に輸送の安全に関する状況を理解するよう努めること。
- （4）職務の実施にあたり、推測に頼らず確認の励行に努め、疑義のあるときは最も安全と認められる取り扱いをすること。
- （5）事故、災害等が発生したときは人命救助を最優先に行動し、速やかに安全適切な措置をとること。
- （6）情報は漏れなく迅速、正確に伝え、透明性を確保すること。
- （7）常に問題意識を持ち、必要な変革に果敢に挑戦すること。

（安全管理規程 第3条より）

輸送の安全に関する計画および実施について、策定（Plan）・実行（Do）・チェック（Check）・改善（Act）のサイクルを効果的に循環させることにより、輸送の安全性が向上できるよう、効果的な施策を実施し、社員全員が輸送の安全を念頭に置いて業務の遂行に努めてまいります。また、輸送の安全に関する情報については積極的に公表致します。

2. 輸送の安全に関する目標およびその達成状況

《2025年度年間重点目標》

プロドライバーとして気をゆるめない！

「安全確認の徹底 降車時のドアサービスで 車の周囲を再確認」

「危険を予測し、他車・二輪車・歩行者を最優先」

「後退事故は 三原則とバックモニターの活用で 慎重に」

《2025年度輸送の安全に関する目標》

(1)重大事故の発生件数 : 0件

(2)有責事故の発生件数 : 88件以下(前年比15%減)

(3)飲酒運転の根絶(飲酒検知事案の発生件数) : 0件

(4)運転中の携帯電話取扱い防止 : 0件

(5)労働災害・通勤途上災害の防止 : 0件

○事業別目標

【タクシー事業】

有責事故の発生件数 69件以下

【貸切バス事業】

有責事故の発生件数 10件以下

【その他事業】

有責事故の発生件数 9件以下

○状況別目標

後退事故 15%減(39件以下)

歩行者・二輪車との事故 0件

交差点・横断歩道上での事故 15%減(8件以下)

《2024年度の振り返り》

■2024年度目標

(1)重大事故の発生件数 : 0件

(2)有責事故の発生件数 : 75件以下(前年比15%減)

(3)飲酒運転の根絶(飲酒検知事案の発生件数) : 0件

(4)運転中の携帯電話取扱い防止 : 0件

(5)労働災害・通勤途上災害の防止 : 0件

○事業別目標

【タクシー事業】

有責事故の発生件数 75件以下

【貸切バス事業】

有責事故の発生件数 6件以下

【その他事業】

有責事故の発生件数 3件以下

○状況別目標

- 後退事故 50%減(24件以下)
- 歩行者・二輪車との事故 0件
- 交差点・横断歩道上での事故 15%減(12件以下)

○2024年度実績

- (1)重大事故 : 1件
- (2)有責事故 : 前年比97%(101件発生)
 - ①後退事故 : 前年比100%(47件発生)
 - ②歩行者・二輪車との事故 : 前年比150%(6件発生)
 - ③交差点・横断歩道上での事故 : 前年比60%(9件発生)
- (3)飲酒運転の根絶(飲酒検知事案の発生件数) : 1件
- (4)運転中の携帯電話取扱い防止
運転中の携帯電話取扱い事案 : 0件

●行政処分について

- ・行政処分を受けた日 : 令和6年11月25日
 - ・対 象 営 業 所 : 湖東営業所
 - ・違 反 内 容 : 旅客よりタクシーメーターによらない運賃を不当に収受したもの
 - ・処 分 の 内 容 : 事業用自動車の使用停止(20 日車)
-
- ・行政処分を受けた日 : 令和6年12月17日
 - ・対 象 営 業 所 : 湖東営業所
 - ・違 反 内 容 : 予約制乗合タクシーにおいて、認可外の路線を走行したもの
 - ・処 分 の 内 容 : 事業用自動車の使用停止(20 日車)

3. 輸送の安全のため講じた措置および講じようとする措置

《2024年度実施状況》

(1)代表取締役および安全統括管理者による事業所巡視

各種運動期間(全国交通安全運動(春・秋)、夏・年末の交通安全県民運動、年末年始の輸送等に関する安全総点検および年頭)に合わせ、代表取締役および安全統括管理者による事業所巡視を実施しました。また、全国交通安全運動(春・秋)は巡視と合わせてオンラインで乗務員・事務員に対して訓示を行いました。



(2)運行・車両・安全推進会議の開催

代表取締役、安全統括管理者および所長・統括運行管理者が出席し、安全・サービスに関する取り組み状況や計画を報告し、輸送の安全およびサービス向上を図りました。

(3)安全サービス推進委員会の開催

各営業所にSS(Safety・Service)サークルを編成して小集団活動を行い、事故発生時における再発防止の検討や未然防止について活動を行いました。

また代表取締役をはじめ、各営業所のSS委員長(乗務員代表)と現場管理者、安全統括管理者、本社関係者が出席する会議を年に4回開催し、四半期毎のSS推進活動にかかるPDCAサイクルの実施状況について、意見交換や情報共有をおこない、安全意識の高揚を図りました。また、本会議で出た意見について、各営業所のSS班長会議を通じて、各SSサークルの活動に反映しました。

(4)デジタルタコグラフチェック

全車両に搭載の「デジタルタコグラフ」から出力される運転行動に関するデータ(速度・急発進・急減速)を用い、個々の運転行動を数値データとして把握し、安全指導を実施しました。

(5)ヒヤリハット情報の活用、危険予知訓練(KYK)

各営業所のSSサークル(小集団活動)において、ヒヤリハット情報を収集し、分析した傾向と対策を乗務員教育に活用しました。また会社全体で情報共有を図るため、事例集を作成し、運行・車両会議において各営業所長に配布・周知し、SSサークル会議にて事例集を用いて従業員へ注意喚起を図り、事故の未然防止に努めました。

(6)ドライブレコーダー情報の活用

事故防止の取組みと接遇の向上を目的とし、全車両に搭載しているドライブレコーダー(常時録画型)の映像を定期的に確認し、安全面・接遇面での教育を行いました。

(7)適性診断の受診

独立行政法人自動車事故対策機構が行う適性診断を受診し、受診結果を受けて運行管理者が受診者に対して個人指導を行い事故未然防止に役立てました。

- ① 初任診断・・・乗務員選任前に受診
- ② 一般診断・・・3年毎に受診
- ③ 適齢診断・・・安全管理規程のとおり(62、65、68歳時以降は毎年受診)

(8)健康診断の受診

年2回(春・秋)の定期健康診断を実施して、全従業員が受診しました。産業医や近江鉄道各社健康管理室の保健師から健康管理指導を受け、要医師指導者には医療機関の受診を義務付け、健康管理の徹底を行いました。

(9)睡眠時無呼吸症候群

全乗務員を対象に睡眠時無呼吸症候群(SAS)のスクリーニング検査を実施し、その結果により医療機関での受診を徹底しています。要精密検査者には医療機関の受診を義務付け、健康起因事故の防止に努めています。

(10)脳ドックの受診

運行中乗務員の脳血管障害による健康起因事故の防止、および健康管理の観点から、64歳、69歳、72歳の乗務員を対象に頭部 MRI の受診を実施しました。要精密検査者には医療機関の受診を義務付け、健康起因事故の防止に努めています。

(11)冬季装備の徹底と実技研修の実施

冬季の安全輸送のためスタッドレスタイヤおよびチェーン、スコップを全車に搭載しました。また、チェーンの適切な装着が出来るよう全乗務員を対象に実技研修を行いました。

(12)無事故表彰(個人別・営業所別)

乗務員の安全運転意識の高揚と自己管理による安全運転の実践で交通事故の未然防止を図ることを目的に、表彰を行いました。

(13)安全に関する独自の運動

毎月、事故防止、安全・サービス向上を目的に、各運動の日を定め実施しました。

- ①安 全 最 重 要 日…毎月18日
- ②バック事故防止強化日…毎月9・19・29日
- ③安 全 ・ サービス 強 化 日…毎月1日

《2025年度実施計画》

(1)運行管理計画

「2025年度 輸送の安全に関する計画」のとおり

4. 輸送の安全にかかわる情報の伝達体制その他の組織体制

「安全管理規程」参照

5. 輸送の安全にかかわる教育および研修の実施状況

(1)安全運転技能競技会

各事業所から全乗務員を対象として、日ごろの勤務成績、安全態度、接客態度等が特に優秀と認められる選りすぐられた12名によって、安全運転技能競技会を開催いたしました。

(2)その他、乗務員・運行管理者等に対して、以下の教育および研修を実施しました。

- 新入乗務員研修
- 事故再発防止研修
- 後退事故惹起者研修

- 短期間複数回事故惹起者研修
- 長欠乗務員への乗務復帰前研修
- ジャンボハイヤー乗務員選任研修
- 貸切バス乗務員研修
- バス初任、準初任研修
- 新的事務員研修
- 点呼研修(運行管理者、補助者対象)
- 冬季装備品装着研修
- 街頭・ターミナル指導
- 運行管理者(一般・基礎)講習、整備管理者選任後研修

6. 輸送の安全にかかわる内部監査について

2024年8月31日に株式会社西武ホールディングス監査・内部統制部により実施されました。

7. 一般乗用・乗合・貸切旅客自動車運送事業について(2025年3月31日現在)

(1) 運転者に係る情報

- ・正規雇用運転者数 : 92名(うち貸切 13名)
- ・正規雇用以外運転者数 : 156名(うち貸切 29名)

(2) 運行管理者及び整備管理者に係る情報

- ・運行管理者数 : 16名(うち貸切16名)
- ・運行管理補助者数 : 48名(うち貸切47名)
- ・整備管理者数 : 4名(うち貸切4名)

(3) 事業用自動車に係る情報

- ・一般乗用 : 263両(うち特定大型12両)
- ・一般乗合 : 3両
- ・一般貸切 : 26両(大型7両、中型6両、小型13両)

8. 安全統括管理者に係る情報(2025年3月31日現在)

取締役業務部長 辰野 晃三

9. 安全管理規程

「安全管理規程」参照

10. 安全にかかわる投資について

2024年度はタクシー車両5台を導入し、旧型車両との代替を行いました。

貸切バス車両は小型車両を2台導入し、旧型車両との代替を行いました。

以上